

<入学・転入学の時>

①Q：学費・授業料は必要ですか？

A：公立の小・中学校では授業料はいりません。授業で使う教材や遠足などに必要な経費は納めて下さい。修学旅行などの高額な経費を一度に納めなくてよいように、計画的に集金しています。(詳しくは→P. II-4)

②Q：集団登校ですか？通学路の指定はありますか？

A：特に集団登校は実施していませんが、複数での登下校を指導しています。通学路はP. II-3を参考にして下さい。
災害などで特に危険があると判断した場合は、地区ごとに集団下校を行います。(詳しくは→P. III-8)

③Q：服装(制服・くつ・かばん)は決められたものがありますか？

A：特に決まった物はありません。活動しやすい服装にして下さい。
(詳しくは→P. II-7)

④Q：体操服や水着などはどこで購入すればいいですか？

A：特に指定はないのですが、取り扱い店をP. III-3に載せていますので参考にして下さい。また、年に一度、学校での出張販売があります。

⑤Q：給食はありますか？

A：はい、学期初めと学期終わりの数日と遠足や運動会などの行事の日を除いて毎日給食を実施しています。

⑥Q：アレルギーのため牛乳が飲めません。飲まなくてもいいですか？

A：いいです。牛乳を停止しますので、申し出てください。牛乳代は返金します。(詳しくは→P. IV-6)

⑦Q：少食なので、給食の1食分は食べられません。半食にして、給食費も半分にしてもらえますか？

A：年齢に合わせて、成長に必要な分量にしています。低中高学年の給食費が違うのはそれが理由ですが、個人的に食べられないからといって、給食費の減額はできません。

⑧ Q : 修学旅行はありますか？どこに行きますか？

A : 6年生で1泊の修学旅行を実施します。近年は広島方面に行っています。
また5年生でも1泊で林間学校を実施します。滋賀県に行きます。

⑨ Q : 学校に提出する書類にはたくさんの個人情報を入力することになっていますが、必ず記入しなくてははいけませんか？

A : ご家庭との連絡や児童（生徒）の指導上必要ですので、ご記入下さい。
個人情報の管理には十分な注意を払い、取り扱います。尚、卒業や転校の際には書類をお返しします。また、連絡網などへの電話番号の掲載が困るという方は申し出て下さい。配慮します。

⑩ Q : 現在、海外に在住していますが、一時帰国している間、校区の学校に体験入学することはできますか？

A : 教育委員会に届け出をしてもらえれば、可能です。ただし、その間に必要な経費は負担していただきます。教科書についても無償給与はできません。

⑪ Q : 学童保育室に入りたいのですが、入室できますか？

A : 入室条件や定員もありますので、高槻市子ども部子ども育成室学童保育課（総合センター7階）にお問い合わせ下さい。（674-7656）

<日々の学校生活のこと>

① Q : 欠席の連絡はどうすればいいですか？

A : 兄弟姉妹や近所の児童をとおして、連絡帳で知らせて下さい。お忙しいときは、FAX(072-688-6553)でも構いません。

② Q : 教科書をなくしました。どうすればいいですか？

A : 無償給与は1冊だけですので、長束書店で購入して下さい。
(詳しくは→P. Ⅲ-3)

③ Q : 漢字ドリル（などの副教材）をなくしました。どうすればいいですか？

A : 一般の商店で販売されていない物なので、担任か事務室に連絡して下さい。

- ④Q：入院することになりました。給食はとめられますか？返金できますか？**
A：連続7食以上止める場合は返金ができます。結果的に7食以上食べなくても返金対象にはなりませんので、先ず担任に停止の連絡をして下さい。（詳しくは→P. IV-6）
- ⑤Q：防犯フザーがこわれました。どこかで修理できますか？**
A：使用開始後一年以内なら教育委員会で交換してもらいますので、学校に申し出て下さい。
- ⑥Q：家の建替えの為に一時他の校区に引越します。転校しないといけませんか？**
A：基本的には居住している地域の学校へ通うこととなりますが、一時的な転居であったり、学期末や行事の直前であったりする場合は、申請すれば、許可される場合もあります。教育委員会学務課（674-7629）に相談して下さい。尚、登下校は保護者の方が責任をもって安全確保につとめて下さい。
- ⑦Q：学校からの帰り道でけがをしました。日本スポーツ振興センターの給付は受けられますか？**
A：登下校の時間までは学校管理下の時間帯とみなされ給付の対象となります。ただ、帰宅後学校に来て、遊んでいる場合のけがは給付対象外となります。（詳しくは→P. II-16）
- ⑧Q：子どもの在学証明書が必要ですが、手続きを教えてください。また、手数料はいりますか？**
A：担任に申し出て下されば、発行します。尚、手数料は不要です。
- ⑨Q：学校で使用する教科書は誰がどのようにして決めるのですか？**
A：国が認めた教科書のうち、どれを選んで使用するかを決める（採択）のはその学校の設置者です。本校は高槻市立清水小学校ですから、高槻市になります。高槻市教育委員会はいろんな学校の先生の意見を聞き、参考にして決めています。高槻市内の学校は同じ教科書を使用します。
- ⑩Q：私立中学校を受験します。平日の入学試験日は欠席扱いになりますか？**
A：事前に連絡があれば欠席にはなりません。

⑪ Q : 転居します。転校手続きを教えてください。

A : 正式の手続きは市外であれば2週間前から、市内なら転居後になります
が、学校内でも書類の作成や諸会費の精算など手続きが必要ですので、
先ず、転居日と転居先を学校に連絡して下さい。(詳しくは→P. Ⅲ-11)

⑫ Q : 転校しても教科書は変わりませんか？

A : 教科書の採択は市町村ごとに行われるので、市内への転校なら教科書は
変わりません。市外への転校の場合は変わることがあります。いずれの
場合も引越しの際に処分せず、持って行って下さい。転校先の学校が確
認して、異なる教科書は無償で給与されます。

⑬ Q : 目が悪いので、教室の席は一番前にしてもらえませんか？

A : 担任に申し出て下さい。配慮しますが、必要に応じて眼鏡使用などの矯
正も検討して下さい。そのほか耳が聞こえにくいなど、学習面や生活面
での気になることは遠慮なく担任に申し出て下さい。

<生活のきまりに関すること>

① Q : 安全のためにGPS機能のついた携帯電話を持たせたいのですが？

A : 下校時間に変更がある場合などは、あらかじめお知らせしますので、学
校では必要はないと判断しています。

② Q : 遠距離なので自転車で（またはバスで）登校させたいのですが？

A : 本校の校区内は徒歩圏内という判断をしています。特殊な事情がある場
合は学校長に申し出て下さい。

③ Q : 放課後や、休みの日にグラウンドで遊んでもいいですか？

A : 高学年の授業や学校開放の活動に支障がなければいいですが、必ず一度
帰宅してからにして下さい。また学校では十分な監視ができませんので、
保護者の方の責任のもとでご利用下さい。

④ Q : 参観日などで学校に行く場合、車での乗り入れはできますか？

A : 児童の安全をはかる為、車での来校はご遠慮下さい。なお、車椅子使用
等、特別な事情がある場合はご連絡ください。

⑤Q：いつでも学校内の見学はできますか？

A：授業などの学校活動に支障がなければ、構いません。ただし、事前に学校長に申し出て下さい。

⑥Q：学校の窓ガラスを割ったら弁償しなくてははいけませんか？

A：ガラスだけではなく、基本的に物を壊した場合は元の状態に戻してもらいます。便宜上、注文は学校がして、保護者に費用を負担してもらうことが多いです。ご家庭で加入されている保険で補償できるようなら、それを利用していただいても結構です。

<納入金に関すること>

①Q：月末に転校して、精算金を請求されました。何故ですか？

A：その月に必要な額ではなく、一年間に必要な経費を月割にして納入金額を設定していますので、そういう場合もあります。給食費の場合も、その月までに支払った金額と、食べた回数分の金額との差額が精算金額となります。(詳しくは→P. II-4・IV-6)

②Q：給食費が払えないと給食はとめられますか？

A：経済的な理由で支払が困難な場合は学校や教育委員会にご相談下さい。給食費や教材費、修学旅行費などを援助する制度があります。(詳しくは→P. III-4)

③Q：振替口座を変更したいのですが、できますか？

A：年度始めと9月に変更できます。新規に振替を始めたい方も同様。振替をやめて現金納入に変更する場合はいつでも変更可能です。いずれも所定の手続きが必要ですので、事務室に連絡して下さい。

④Q：義務教育は無償であるはずなのに、どうして諸会費が必要なの？

A：授業に必要な、設備、器具など基本的な経費は全て無償です。国や高槻市の予算で賄われています。ただ、個人的な消費に係る物については個人負担となります。給食費や教材、遠足の経費などです。個人的な消費のものでも、教科書については国が負担しています。本校では保護者の負担を軽減する趣旨で、用紙類なども学校予算で賄っています。

⑤Q：諸会費の一括納入はできますか？

A：一年ごとに納入額を決定しますので、一年までの期間ならまとめて納入できます。参観などで学校に来られた際に事務室へ申し出て下さい。もし金額変更して減額になるようなことがあれば、精算返金いたします。

⑥Q：身体障害者手帳、療育手帳を持っているのですが、遠足などの場合に割引の扱いが受けられますか？

A：貸切バスや専用列車を利用した場合は割引になりませんが、公共の交通機関を利用した場合は、その機関の規定にあった割引が受けられます。また見学先の施設でも適用されることがあります。団体申込の際に申し出る必要がありますので、あらかじめ（できるだけ年度当初に）担任に「利用する」旨を申し出て下さい。

⑦Q：就学援助制度は手続きすれば誰でも援助が受けられますか？

A：いいえ、一定の審査があります。（→P. Ⅲ－4）

⑧Q：一度就学援助の認定を受ければ、卒業するまで援助が受けられますか？

A：いいえ、条件の変更などもあり、申請は毎年行わなければなりません。

⑨Q：学校予算（税金分）はどのように使っているのですか？

A：授業に必要な物の購入や器具の修理などに使います。毎年、全教職員で相談して計画的に使っています。（詳しくは→P. Ⅳ－4）